

平成18年6月21日

大阪市国民保護協議会 第1回企画部会 会議録

(事務局：危機管理室長)

それでは、ただ今から「大阪市国民保護協議会 企画部会」を始めさせていただきます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪市危機管理室長の千福でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず最初に、皆様方に本日の企画部会は「大阪市国民保護協議会運営要綱第7条」の規定に基づきまして、公開で実施をさせていただきますのでお含みおきをいただきますようお願いいたします。

本日は、1名の方が傍聴されておりますので、ご報告申し上げます。

報道関係機関の方が見えておられますのでよろしくお願い致します。

本日は、第1回目の企画部会ということでご出席委員の皆様をご紹介させていただきます。

本企画部会の部会長をお願いしています、

京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長・教授 林 春男 様、

日本労働組合総連合会 大阪府連合会事務局長 脇本 ちよみ 様、

龍谷大学経営学部教授 李 洙任 様、

大阪市女性防火クラブ連合会 副会長 松本 純子 様、

弁護士 平野 鷹子 様、

大阪商工会議所 専務理事 灘本 正博 様、

大阪市地域振興会 副会長 武智 虎義 様、

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会専務理事 加藤 健二 様、

大阪ガス株式会社 大阪導管部長 田村 進一 様のご代理で

大阪導管部計画チームマネージャー 下茂 貴博 様、

関西電力株式会社 取締役 八木 誠 様のご代理で

総務室 庶務グループ副長 樽林 芳之 様、

西日本電信電話株式会社常務取締役大阪支店長 高野 博明 様のご代理で

災害対策室 室長代理 山内 伸夫 様、

日本赤十字社大阪府支部事務局長 倉内 喜由 様のご代理で

事業課長 神谷 尚孝 様、

大阪市 中村 眞 危機管理監、

大阪市 森口 清太郎 消防局長の代理で

後藤 知哉 警防部計画情報課長、

大阪府警察本部 大阪市警察部長 大倉 偉佐夫 様のご代理で

警備課管理官 長野 房男 様、

大阪府危機管理監 小河 保之 様のご代理で

危機管理室 危機管理課長 田中 進 様、

大阪海上保安監部監部長 東原 健 様のご代理で

警備救難課長 栄 和志 様、

なお、本日は、

ジャーナリスト 福田 雅子 様、

社団法人大阪府医師会 会長 酒井 國男 様、

陸上自衛隊第36普通科連隊 連隊長 六畑 方之 様

の3名の委員の方につきましては、所用があり欠席ということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここで林部会長からご挨拶をいただきます。林部会長よろしく願いします。

(部会長：林教授)

部会長を仰せつかっている林と申します。一言ご挨拶申し上げます。

国民保護計画が扱う事態は基本的にはあってほしくないとはどなたも思っておられると思います。起こらないための努力というのも大変大事なのですが、それは別のところでご議論いただくことにして、ここで議論しなければいけないことは、万が一が起こって欲しくないことが起こって発生した場合、大阪市がどういうことを皆さんに対してしなければならぬのか、その計画をきちっと立てておくことだと認識をしております。

神戸市も地域災害計画をきちんと作っておられたのですが、まさかあんなに大きな地震が起こるとは思ってもおられなかったのです。想定外のこと、計画外のことたくさん起こります。その対応にずいぶんご苦労されました。あって欲しくないから起こらないのではないということは関西では11年前に骨身にしみたのではないのでしょうか。そういう意味では備えあれば憂いなしですから、万が一の事態についてもどうすればいいのかということをごきちんとして整理したいというのがこの計画の主旨であると考えております。

もうひとつ2001年9月11日を覚えておられることと思いますが、米国に同時多発テロがございました。私どもはテロという観点で見るとはまった

く予想外の災害に地域が襲われたときにどういうふうに社会は対応するのかという観点でずっと見ておりましたけれど、ある意味ではアメリカは大変上手に対応したと評価しております。

それはなぜかという、彼らは原因別に危機を考えているわけではなくて万が一社会に危機が起こってしまったら、社会の取る対応はある意味ではどんなものが原因であっても同じだという考えをします。一元的な危機対応という考え方をします。一元的な危機対応を整備しておけば（彼らはまさかそんなことが起こるとは考えてはいませんでしたが）想定外の事態でもちゃんと発動したのです。

そういう意味では、あってほしくはないことも備えておけば別の危機にも役立ちます。例えば30年の間には東南海・南海地震が起こるでしょう。近畿一円に大きな被害が出るでしょうし、その中で大阪市の被害というのは関西の復興を左右する非常に大きなファクターにもなる。そうやって考えていただくといろんな局面を捉えて、危機が発生した後の社会の単位について整備することというのは、単に備えあれば憂いなしではなく、もっと積極的に社会の安心や安全を守ったうえで非常に重要なものになると考えております。そういう意味ではぜひ、実効性の高い計画にしていきたいと思っておりますので、皆様のご協力を賜りたいと思います。

東京か大阪がいちばん、狙うに値するネームバリューもあるところですから、実効性のある計画が必要と思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

これをもちましてご挨拶に代えたいと思います。よろしくお願いいたします。

（事務局：危機管理室長）

どうもありがとうございました。続きまして議事に入って参りたいと思いますが、その前にお手元にお配りした資料の確認をさせていただきたいと思えます。本日の資料は上から順に

- ・ 議事次第
- ・ 部会名簿
- ・ 配席表
- ・ 配布資料一覧 です。

資料が7点ございます。

資料1 大阪市国民保護協議会条例

資料2 大阪市国民保護協議会運営要綱

資料3 大阪市国民保護協議会傍聴要綱

資料4 計画骨子案の構成

資料5 計画骨子案における「国民」「住民」「市民」の使い分けについて

資料6 計画骨子案

資料7 市の実施体制について

以上でございます。

お手元の資料の過不足等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと思ひます。

お揃いでしょうか。それでは進めさせていただきますと思ひます。

資料2の「大阪市国民保護協議会運営要綱」をご覧ください。企画部会の議長は「運営要綱第6条第2項」の規定に基づきまして、部会長が議長と定められておりますので以降の進行につきましては林部会長に議長をお願いして参りたいと思ひます。それでは林部会長お願い申し上げます。

(議長：林部会長)

それでは私が議長を務めさせていただきます。これから議事に入らせていただきます。まず議題(1)は「大阪市国民保護協議会 企画部会の職務代理の指名」についてまず事務局のほうからご説明をいただきたいと思ひます。

(事務局：住民保護企画担当課長)

大阪市危機管理室住民保護企画担当課長の内藤でございます。

「議題(1)大阪市国民保護協議会 企画部会の職務代理の指名」についてご説明申し上げます。

お手元の「資料1 大阪市国民保護協議会条例」をご覧くださいと存じます。大阪市国民保護協議会条例第6条第5項におきまして「部会長に事故があるときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する委員がその職務を代理する」と定められております。この規定に基づきまして、部会長から職務代理者の指名をいただきたいと存じます。林部会長よろしくお願ひいたします。

(議長：林部会長)

それでは部会長の職務代理者を指名させていただきますと思ひます。職務代理者には李委員をお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは次の議題に移らせていただきます。議題(2)の「大阪市の国民の保護に関する計画(骨子案)」について、事務局からご説明をいただきたいと思

います。

(事務局：住民保護企画担当課長)

それでは大阪市の国民の保護に関する計画 骨子案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、骨子案の構成についてでございますが、お手元の「資料4」A3版の「計画骨子案の構成」をご覧くださいと思います。骨子案は、4つの編から成っております、第1編が「総論」、第2編が「武力攻撃事態等への対処」、第3編が「平素からの備え」、第4編が「復旧等」となっております。

資料の左端の「第1編 総論」では、「第1章」で、計画の目的や対象などの総則について、「第2章」では、基本的人権の尊重など、国民の保護のための措置を実施するうえでの基本方針について、「第3章」で、関係機関の実施する業務のあらましについて、「第4章」で、本市の地勢や人口などの地理的・社会的特徴について、「第5章」で、この計画が対象とする武力攻撃事態の類型や緊急対処事態の事態例について、「第6章」で、緊急対処事態への対処に関する基本的な考え方についてそれぞれ定めております。

資料中央の「第2編 武力攻撃事態等への対処」及び「第3編 平素からの備え」では、避難・救援・災害対策などへの措置と、その実施にあたる体制などについて定めております。時間の経過の順序から考えますと、「平素の備え」が先にあって、次に「事態等への対処」となるところでございますが、本市としましてはこの計画が万が一にもこうした事態等が起こった場合どう対処するかと言いますと、緊急時の計画であるとの観点から、「事態等への対処」を前に置きまして、そのために平素何をやっておくべきかということで「平素からの備え」をその後ろに持ってくるというような構成にしております。

「市の体制」や「避難・救援・災害対処」につきましては「第2編」と「第3編」にそれぞれ出てまいります。第2編では、万一事態が起こった場合どう対処するかについて、第3編では、そうした対処措置を円滑に実施するために、あらかじめ何をしておくかについて定めるものでございます。

まず「第2編」では、「第1章 実施体制の確立」で市の実施体制、対策本部、職員の動員、関係機関等との連携と協力について、「第2章 住民の避難」で、警報及び緊急通報、避難や退避の指示、避難誘導について、「第3章 避難住民等の救援」で、救援の実施と安否情報の収集・提供について、「第4章 武力攻撃災害への対処」で、市の役割、応急措置等の実施、生活関連等施設の安全確保、NBC攻撃による災害への対処、保健福祉、衛生、廃棄物の処理、被災情報の収集について、「第5章」で、市民生活の安全について定めるものでございます。

また「第3編 平素からの備え」では、「第1章 組織・体制の整備」で、市における組織体制の整備、関係機関との連携、研修、情報収集・提供・広報・啓発、訓練、備蓄等について、「第2章」で避難・救援・災害対処について、「第3章」で標章等の交付及び管理について定めております。

最後に「第4編 復旧等」でございますが、「第1章 施設の応急復旧」でその基本的事項と主要施設の応急復旧について定めております。ここで応急復旧とは一時的な修繕や補修のことを言いまして、本格的な工事を行って従前の機能を完全に回復します、次の「第2章」の「復旧」とは区別しています。また「第2章」で、国における所要の法制の整備とそれまでの間の復旧について「第3章」で、「費用の支弁と国への負担金の請求」並びに「損失補償等」について「第4章」で、「市民の権利利益の迅速な救済と関連文書の保存について」定めております。

これが、おおむね計画骨子案の構成です。

それでは、次に、骨子案の内容についてご説明申し上げますが、各項目の内容に入ります前に、まず、5月17日の第1回協議会におきまして、李委員からご指摘いただきました「国民」「住民」「市民」という用語の使い分けにつきまして、どのように考えて、この骨子案において使用しているか、につきましてご説明申し上げます。

お手元の「資料5」「計画骨子案における『国民』『住民』『市民』の使い分けについて」をご覧くださいと存じます。

まず、法律において「国民」と「住民」をどのように使い分けているのか、国の考え方につきまして「別紙1」の国会会議録の抜粋をご覧くださいと存じます。

これは、平成16年の国民保護法の法案審議におきます、参議院の「武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会」の会議録よりの抜粋でございますが、民主党の岩國委員の質問に対し、事態対処法制担当の井上国務大臣が答弁したものでございます。

線を引いている部分でございますが岩國委員の「法律案の中で、国民と住民はどのように使い分けているのか、在日外国人は、国民に含まれるのか、住民に含まれるのか、両方に含まれるのか、どちらにも含まれないのか」との質問に対しまして、井上国務大臣は「国民一般を対象にしている規定については、国民という言葉が使われ、特定の区域の国民、については住民、という言葉を使っている。例えば、市町村長がその住民に対して、避難を誘導するような場合には、特定の区域が限定される訳であるから、そういう場合には、住民、

という言葉を使う。また外国人については、一般的に基本的人権は、外国人にも適用される。外国人が特定の場所に住んでいる場合は、住民、居住者になる。」と答弁されております。

ここから、法律では、一定の地域的な限定がある場合は「住民」とし、そういう限定がない場合は「国民」とし、外国人は、特定の場所に住んでいる場合、「住民」にあたるというのが国の考え方と思われれます。

そこで次に、本市の計画骨子案における使い分けでございますが、「資料5」の2の(1)でございますとおり、本市の計画では、「市民」という表現を基本としたいと考えております。

これは「別紙2」をご参照いただきたいと存じますが、大阪市事務分掌条例では危機管理監の事務分掌として、「市民」の安全に関する事項とされておりますほか、大阪市地域防災計画におきましても、「市民」の生命、身体、財産を保護するとされておりますなど、条例や計画などにおきまして、その対象となる者を、本市に居住する者や滞在する者などをまとめて、広く指す場合、本市におきまして一般に「市民」という表現を使っていることによるものでございます。

そこで「資料6 計画骨子案」をご覧いただきたいと思います。目次を飛ばしていただきまして、本文の1ページをお開け願います。「第1章 総則」「2 計画の対象」でございますが、「この計画は、本市域に居住する者はもとより、通勤、通学、旅行などで本市域に滞在する者や、市町村域を越えて本市域に避難してきた者も保護の対象とする。また、それらの者について国籍を問わず保護の対象とする。」としまして、この計画におきましては、「以下、それらの者を「市民」という」こととしております。

但し、計画の中で、すべて「市民」という言葉に統一することは、なかなか難しい面があると考えます。「資料5」にお戻りいただきまして、2の(2)の「『住民』を使用する場合」をご覧いただきたいと思います。本市におきましても、例えば、通常「地域市民」という言い方はせずに、「地域住民」と申すなど、国の考え方と同様に、一定の地域的な限定がある場合には、「市民」ではなくて「住民」という表現を使うことが一般的と思われれます。そうしたことから、「地域の」という言葉に続く場合は、「住民」という言葉を使用したいと考えております。

骨子案の中では、「対象となる地域の住民」「必要と認める地域の住民」という個所がございます。

また、「住民の避難」と、「避難住民」あるいは「避難住民等」という表現に

つきましては、国民保護法において頻繁に使われる表現でありまして、法律、国の基本指針、大阪府の計画などの中で決まった表現、一種のキーワードとして使われているのでございます。

法律で、これらにつきまして「住民」という言葉が使われておりますのは、国が避難の必要を認めます場合、国民保護法第52条では、避難が必要な地域を指定することとされておりまして、一定の「地域」に限定される者であるからでございます。また、同条では、これらの「住民」には、当該地域に滞在する者を含むとしております。

この「住民避難」と「避難住民」という表現は、法律その他の決まった表現、一種のキーワードとして、「市民の避難」や「避難市民」と言い換えるのではなくて、そのまま使用したいというふうに考えております。

さらに、「国民」という言葉を使用することが避けられない箇所も一部あると考えております。次の(3)の「『国民』を使用する場合」であります。一つは、法令等で定められているもの、例えば、国民保護法の「国民」と言いますように、「市民」とか「住民」に言い換えることができないものでございます。同様のものとしては「国民保護法施行令」や「国民の保護のための措置」など、そこに列記しているものでございます。

ただし、これらにつきましても、例えば「国民の保護のための措置」を「保護措置」とするなど、可能な限り2回目からは省略した表現を使用することとし、言葉があまり混在しないようにしています。

また、法律の条文を引用している部分につきましても、条文にございます「国民」という言葉が使われております。それは、後ほどご説明いたします「生活関連等施設」の定義に関する箇所でございます。国民保護法第102条第1項の定義を引用しておりますため、「国民」という条文の言葉をそのまま使用しております。

「住民」又は「国民」を使用するのは、こうした箇所でございます。逆に申しますと(2)と(3)に該当する場合以外は、「市民」という表現を使っております。

それでは、骨子案の内容につきまして、項目を追ってご説明申し上げます。本日の骨子案は、計画に主にこういった事柄を記載するのか、という骨格をお示しするものでございます。まだ詳細な記述がないため、不十分であったり、わかりにくい部分もあるかと思いますが、その点につきましてはご容赦いただきたいと存じます。

それでは、お手元の計画骨子案の、本文の1ページをご覧ください。

「第1編 総論」「第1章 総則」でございますが、ここでは、この計画の目的・対象、市の責務、計画に定める事項、計画の見直しと変更手続、実施マニュアルの作成などについて定めております。

まず、「1 計画の目的」でございますが、「この計画は、国民保護法の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に関する基本的な枠組みを定めることにより、本市域において、その的確かつ迅速な実施を図り、武力攻撃等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的と」しております。

「2 計画の対象」につきましては、先ほどご説明した通りです。

「3 市の責務」でございますが、「市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、国の基本指針及び大阪市の計画を踏まえ、この計画に基づき、市民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する保護措置等を総合的に推進する」としております。

「4 計画に定める事項」でございますが、この計画におきましては、国民保護法の規定に基づきまして、1ページの下から2ページにかけて掲げております、ローマ数字の1から7の事項について定めることといたしております。

「5」では、「計画の見直し」について、「6」では、「計画の変更手続」について定めております。

また「7」では、本計画に基づく措置を円滑に実施いたしますため、別途具体的な実施手順などを定める、仮称でございますが「実施マニュアル」を作成することとしております。

次に3ページの「第2章 基本方針」でございますが、ここでは、本市が保護措置等を実施する際に特に留意すべき事項について、「基本方針」として、掲げております。

まず「1 基本的人権の尊重」といたしましては、保護措置等の実施にあたっては、憲法の保障する自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由

と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

「2 市民の権利利益の迅速な救済」としては、保護措置等の実施に伴う損失補償その他の市民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

「3 市民に対する情報提供」としては、武力攻撃事態などにおいては、市民に対し、正確な情報を適時に、かつ適切な方法で提供する。

「4 関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保」としましては、関係機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

「5 市民の協力」としましては、保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

「6 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮」としましては、当該機関の保護措置等の実施方法については、事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。また、日本赤十字社が実施する保護措置等については、その自主性を尊重するとともに、放送事業者が実施する保護措置等については、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

4ページの「7 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」としましては、保護措置等の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細やかな相互保護について留意する。また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

「8 保護措置等に従事する者等の安全の確保」としましては、保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分配慮する。

「9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用」としましては、武力攻撃事態等への対応については、地域防災計画、危機管理指針その他の既存の計

画等に基づく取組みの蓄積を活用する。また、自主防災組織等の充実・活性化等に努めるなど地域防災力のより一層の強化を図る、としております

次に5ページの「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」でございますが、市、府と表に掲げております指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関が、保護措置等に関しまして実施する業務について、関係機関と調整のうえ、記載してまいります。

次に6ページの「第4章 市の地理的、社会的特徴」でございますが、「第1節」として「地勢」、「第2節」として「気候」について記載しております。

7ページの「第3節 人口」でございますが、「1 常住人口」としまして、国勢調査の結果でございますが、262万人余りで、年齢構成からみますと、15歳未満が約33万人で総人口の12.6%、15歳～64歳が約182万人で70.1%、65歳以上が約44万人で17.1%でございます。

「2 昼間人口」は、約366万人ございまして、就業・通学のため市外から本市へ流入する人口は約133万人、一方、本市から市外へ流出する人口は約26万人で、その結果、約107万人の流入超過となっております。

「3 外国人登録人口」でございますが、約12万2千人ございまして、国籍別にみますと、韓国・朝鮮籍が約9万人で最も多く、以下、中国籍、フィリピン籍、ブラジル籍、アメリカ籍となっております。区別にみますと、生野区が約3万4千人と最も多く、次いで東成、平野、西成区の順となっております。

次の8ページの「第4節 道路の位置等」でございますが、「3」の自動車保有台数としましては、市内で約90万台でございます。

「第5節 鉄道、港湾、空港の位置等」でございます。「1 鉄道」では、1日の平均乗車人員が、地下鉄・ニュートラムで約232万人、JR・私鉄で約309万人ございまして、12の駅で1日の乗車人員が10万人を超えております。

次に9ページの「2 港湾」でございますが、市内には本市が管理します特定重要港湾の大阪港がございます。また空港は市内に所在してございませんが、

大阪府内には3つの空港がございます。

「第6節 主な施設等」でございますが、本市には地下街が9カ所ございまして延べ面積が広いものから順に、クリスタ長堀、ディアモール大阪、なんばウォーク、ホワイティうめだ、となっております。また、高層建築物は、住之江区のワールドトレードセンタービルディング、港区のオーク200などがございます。

「2 石油コンビナート等」では、石油コンビナート等特別防災区域として、大阪北港地区が指定されております。また、原子力事業所は、市内には所在しておりませんが、大阪府内には、3カ所の原子力事業所が立地しております。

「3 自衛隊施設」でございますが、これは市内に所在しておりません。なお、大阪府内には3カ所の陸上自衛隊の施設がございますが、海上自衛隊・航空自衛隊の施設は所在しておりません。

10ページの「第5章 計画が対象とする事態」でございますが、この計画においては、対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態としまして、府の計画において想定されております事態、ページの中ほどにございます「1」の武力攻撃事態の類型として表に掲げた4類型、並びに「2」の緊急対処事態の事態例としまして、11ページの表に掲げた事態例を対象としまして、本市が大都市圏の要所であることを踏まえ、特にゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急対処事態に留意するものとしております。

次の12ページの「第6章 緊急対処事態への対処」ですが、国民保護法では、先に武力攻撃事態に関する規定を定めまして、緊急対処事態に関しましては、それらの規定を準用することといたしておりますが、本市では特に緊急対処事態に留意することを踏まえまして、この計画では、「緊急対処事態への対処」を先に記述する構成としております。

但し、「緊急対処事態への対処」につきましては、警報の伝達及び通知を除きまして、「武力攻撃事態等への対処」に準じて行うものでございますから、緊急対処事態における措置につきましては、この計画の第2編に定めます武力攻撃事態等における措置に準じて実施することといたしております。

武力攻撃事態と緊急対処事態の警報の伝達・通知に関します違いとしまして

は、13ページにございますように、武力攻撃事態等の警報は、国の対策本部長から全国に発令されることから、市長は、全市域に警報を伝達・通知するのに対しまして、緊急対処事態におきましては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案しまして、国の対策本部長が、警報の伝達・通知の対象となる地域の範囲を決定しますことから、市長は対象となる地域の住民等に警報を伝達・通知する、とされております。

次の14ページ「第2編 武力攻撃事態等への対処」第1章 実施体制の確立」第1節 市の実施体制」でございますが、国民保護の場合は、国におきまして事態等が認定されることによりまして、法に基づく対応が開始されます。逆に申しますと、何らかの事案が発生しましても、国から武力攻撃事態等として認定されるまでは、通常の災害として扱われることとなります。

「資料7 市の実施体制について」をご覧くださいと存じます。上の図のように、多数の死傷者が出たり、建造物が破壊されるといった事実が発生しました場合、国におきまして、直ちに武力攻撃事態等であるとの認定がなされ、国が、「指定した地方公共団体において国民保護対策本部を設置せよ」との通知を發しまして、府を通じて、本市が、その通知を受けましたときは、直ちに「国民保護対策本部」を設置いたします。

一方、下の図のように、事案が発生しましても、その事案の原因が不明であることから、国において直ちに事態等の認定がなされない場合には、市は、被災情報を府を通じて国に報告いたしますとともに、「危機事態連絡調整会議」を設置し、情報の分析・検討等を行います。そして、当該事案が、爆発や火災など災害対策基本法の対象となる災害に該当するときは、左側の、地域防災計画に基づきます「災害対策本部」を、また、化学剤の散布など、それ以外の事案のときは、右側の危機管理指針に基づきます「危機事態対策本部」を設置します。これらの本部を設置した後に、国から国民保護対策本部を設置すべき市として、指定の通知があった場合には、当該本部を廃止し、直ちに国民保護対策本部を設置いたします。

骨子案の14ページにお戻りいただき「第2節 国民保護対策本部等」でございますが、「1」で、市対策本部を設置いたしますほか、15ページの「2」にございますように、市対策本部のもと、区に「区対策本部」を設置することといたしまして、区長は、市長の指示によりまして、区対策本部を区役所内に設置いたします。また、市対策本部が廃止されたときは区対策本部を廃止いた

します。

また、被災現地における関係機関の活動を円滑に調整する必要がある場合には、現地の適切な場所に、現地調整所を設置いたします。

16ページの「第4節 関係機関等との連携協力の確保」でございますが、市は必要に応じまして、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関などの関係機関と相互に連携協力しまして、保護措置を実施いたします。

また17ページの一番下でございますが、「8 市民の自発的な協力との連携」としましては、市民から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、市民が円滑に活動できるよう適切に対処するとしております。

次に18ページ「第2章 住民の避難」でございます。まず「第1節 警報及び緊急通報」「1 警報」でございますが、国の対策本部長が警報を発令し、府知事から警報の通知を受けたときには、市長は、直ちにその内容を市民等に伝達・通知いたします。

伝達にあたりましては、同報無線によりまして、小学校など市内442カ所に設置しました屋外スピーカーから音声によって警報を伝達しますほか、利用可能なさまざまな手段を活用し、また、赤十字奉仕団等の自発的な協力を得るなどによりまして、各世帯等に警報の内容を伝達いたします。特に、高齢者、障害者、外国人等、災害時要援護者に配慮して、伝達するものです。

「2 緊急通報」でございますが、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合におきまして、府知事が「緊急通報」を発令し、その通知を受けたときは、警報の場合と同様に、直ちに伝達・通知いたします。

「警報」と「緊急通知」は類似した制度でございますけれど、警報は、国の対策本部長が発令するのに対して、緊急通報は、実際に発生し、又は発生しようとしている災害による危険を防止しますため、都道府県知事が緊急に発令するものでございます。

次に「第2節 避難の指示・退避の指示」「1 避難の指示」でございますが、国の対策本部長が、「避難措置の指示」を行い、府知事から「避難の指示」の通知を受けたときは、市長は警報の伝達に準じまして、速やかに、その内容を市

民に伝達いたします。

「2 退避の指示」でございますが、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におきましては、市民の生命、身体、財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要と認めるときは、当該地域の住民に対し、目前の危険を一時的に避けるため、災害の及ばない地域又は場所に逃げるよう、退避の指示を行います。

「避難の指示」と「退避の指示」の違いでございますが、「避難の指示」は、国の対策本部長の指示に基づき、知事が住民に避難を指示するのに対しまして、「退避の指示」は、国の指示を待っていたのでは間に合わないような場合、目前の危険を一時的に避けるため、市長が、住民に一時避難を指示するものでございます。

19ページの「第3節 避難誘導」1 避難誘導」でございますが、府知事から避難の指示があったときは、直ちに市長は避難実施要領を定め、その内容を市民及び関係団体に伝達するとともに、関係機関に通知いたします。また、避難実施要領に基づき、職員を指揮し、避難住民の誘導を行います。

「2 避難実施要領の作成」でございますが、避難実施要領には、避難の経路や手段、避難誘導の実施方法、誘導にあたる職員の配置など、について定めることとされておりまして、あらかじめ作成しておいたパターンの中から、関係機関の意見を聴いて、最も適切なものを選ぶなどして、直ちに作成いたします。また、避難実施要領を定めたときは、インターネットなどを活用するほか、赤十字奉仕団等の協力を得て、市民及び関係団体に伝達し、また、関係機関に通知するとともに、報道機関にその内容を提供いたします。

「3 避難住民の誘導」でございますが、関係機関等と連携し、赤十字奉仕団等の協力を得て、組織ごとに避難所等に誘導いたします。避難誘導にあたりましては、高齢者、障害者等を優先いたします。また、現場で誘導を指揮する者に対して、随時、情報提供するなどいたしまして、現場で誘導を行う者の安全を確保いたします。

次に20ページの「第3章 避難住民等の救援」でございます。

国の対策本部長から府知事を経由しまして救護の指示を受けたときには、救援を必要としている避難住民等に対しまして、関係機関の協力を得まして、本

市は大都市の特例として、府と同じ立場で、そこに掲げております ~ の救援の措置を行います。

救援の実施にあたりましては、高齢者、障害者等に対し適切に救援が実施できるように十分配慮いたしますとともに、必要に応じて関係機関と密接に連携し、救援の措置を実施いたします。

21ページの「第2節 安否情報の収集・提供」でございますが、これは、自然災害や事故災害の場合にも必要となるものでございますが、法律上は国民保護法で初めて位置づけられまして、この計画に定めるものでございます。

まず、避難施設や医療施設に收容された避難住民及び、死亡し又は負傷した市民の安否情報を収集いたします。収集にあたりましては、避難住民等の意思やプライバシーを尊重し、個人情報の保護に十分留意いたします。そして、収集・整理した安否情報を、府知事に報告いたします。

また、安否情報の照会があったときには、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意し、速やかに回答いたします。また、意識不明で医療機関に搬送された場合など、本人の同意を得ることが困難である場合にありましても、公益上特に必要と認めるときには、回答いたします。

一方、外国人に関する安否情報を収集・整理、回答することとされております日本赤十字社から協力依頼がありましたときは、個人情報の保護等に留意しまして、必要な協力を行うものでございます。

次に22ページの「第4章 武力攻撃災害への対処」でございますが、「第2節 応急措置等の実施」としまして、市は、武力攻撃災害事態が発生し、まさに発生しようとしている場合に、緊急の必要があると認めるときは、他の機関と連携し、従事する職員の安全確保措置を講じたうえで、「避難の指示」「警戒区域の設定」「消火・救助・救急活動」などの応急措置等を実施いたします。

23ページの「第3節 生活関連等施設の安全確保」ですが、まず、生活関連等施設とは、国民保護法第102条第1項の規定に定めるもので、次のいずれかに該当する施設で、政令で定めるものを申します。

1つ目は「国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」でございまして、

例えば、発電所や駅などが、これに該当いたします。

2つ目は「その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設」でございます。例えば、大規模な危険物等の取扱所、などがこれに該当いたします。

市は、市域に所在します生活関連等施設の情報を収集しまして、管理者から支援の求めがあったときなどは、必要な支援を行います。また、市が管理する、鉄道施設や水道施設などの生活関連等施設につきまして、安全確保のための措置を行います。

24ページの「第4節 NBC 攻撃による災害への対処」でございますが、核兵器等、生物兵器、化学兵器を用いた攻撃などの NBC 攻撃による汚染が生じた場合の対処につきましては、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を、安全の確保に十分配慮したうえで、講ずることとしております。

「第5節 保健福祉・衛生」でございますが、避難先地域におきましては、常に良好な衛生状態を保つよう努め、特に、高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行いますとともに、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努めてまいります。また、巡回健康相談等を実施しまして、必要に応じて健康相談等の窓口等を設置いたします。

25ページ「第6節 廃棄物の処理」ですが、市は、武力攻撃災害によって排出された廃棄物（ごみ、がれき等、し尿）の処理を適切に行いまして、被災地域の環境整備を促進いたします。

26ページの「第7節 被災情報の収集・報告・公表」ですが、都市防災情報システム、電話、防災行政無線等その他の通信手段によりまして、関係機関等との連絡を密にして、被災情報の収集を行い、適宜、府知事に報告しますほか、正確かつ積極的な情報提供に努めます。

ここで、都市防災情報システムとは、阪神・淡路大震災を教訓に、災害情報の把握・伝達の遅れを解消いたしますため、災害情報を電子化し、データと地図、画像によるシステムとして、平成13年に導入しました本市独自の全庁的な専用システムでございます。

次に27ページの「第5章 市民生活の安定」でございますが、国などと連携いたしまして、「生活関連物資等の価格の安定」を図るとともに、被災した児童・生徒等に対する教育に関し必要な措置や、市税に関する措置など、「避難住民等の生活安定等」のための措置を実施し、また、水の安定的かつ適切な供給のために必要な措置や、河川、道路、港湾等の公共的施設を適切に管理いたします。

次に28ページの「第3編 平素からの備え」でございますが、これは万が一にも緊急事態が発生した場合、ただ今ご説明しました第2節の「武力攻撃事態等への対処」を実施することになります。そのために平素からどのような備えをしておくかについて、定めるものでございます。

まず、「第1章 組織・体制の整備」「第1節 市における組織・体制の整備」でございますが、速やかに関係職員等に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保するとともに、速やかに動員体制がとれるようにいたします。消防局等においては市における参集基準と別に、所属における初動体制を整備いたします。また、大阪市消防局災害活動支援隊の参集基準を定めます。

大阪市消防局災害活動支援隊とは、昨年9月に制定された条例に基づきまして、大阪市消防局の退職者で構成しまして、大規模な災害が発生した場合には、消防署長等の指揮の下で非常時の嘱託職員として、消防職員とともに活動を行う組織でございます。現在、約560名が在籍しております。愛称を「フェニックスファイター」と申します。

「第2節 関係機関等との連携」でございますが、29ページの「2 自主防災組織等との連携」としまして、保護措置の実施にあたりまして、市民の自発的な協力を得られるよう、自主防災組織等に対する普及啓発や活動支援を行い、その活性化の推進を図ります。また、ボランティア関係団体等の理解・協力を得つつ、その連携方策について検討いたします。

「第2節 研修」でございますが、措置に従事する者の適切な対応を確保いたしますため、職員に対する研修を実施いたします。研修にあたりましては、有識者等を講師に招いたり、国が作成するビデオ教材やe-ラーニング等を活用いたします。

e-ラーニングとは、パソコンやインターネットを利用した教育のことで、

遠隔地にも教育を提供できる点などが特徴といわれているものでございます。

「第4節 情報収集・提供」 「2 危機管理総合情報通信システムの整備」でありますが、警報の迅速な伝達に必要な同報系その他の防災行政無線につきましては、電波法等の改正によりまして、平成23年5月までに、現在のアナログ方式から、デジタル方式に移行しなければならないとされておりますことから、デジタル化の推進をすることとしておりまして、それにあわせまして、26ページでご説明いたしました、都市防災情報システムとの融合を図り、市民への情報伝達をより効果的に行いますため、危機管理総合情報通信システムの構築を進めてまいります。

「防災行政無線」と「都市防災行政システム」は、これまで情報連絡手段の中心的な役割を担ってきましたが、あくまで行政内部での情報連絡を目的としたものでございまして、市民への情報伝達をより効果的に進めますため、音声、映像、情報を融合したシステムといたしますとともに、時代に見合った最新の通信技術や既存の通信サービスの導入などによりまして、総合的な情報通信システムの構築を、平成23年を目途に進めるものでございます。

30ページの「第5節 広報・啓発」でありますが、市民に対し、さまざまな媒体を活用いたしますとともに、さまざまな機会を通じまして広報・啓発を行います。その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどしまして、障害者、外国人等に配慮したものといたします。

「第6節 訓練」でありますが、単独、又は関係機関と共同で、訓練を実施いたします。その場合、実践的な訓練が実施できますよう、人や物などを実際に動かします「実働訓練」や、参加者に状況を付与しまして意思決定を行わせる「図上訓練」など、訓練形態を適切に選択しながら行います。また、市民の自発的な協力を得まして、訓練を実施してまいります。

31ページ「第7節 備蓄等」でありますが、防災のための備蓄と兼ねることができるとしましては、地域防災計画に基づいて備蓄・整備し、また備蓄が困難なものにつきましては、事態発生時に優先的に調達できますよう、必要な体制の整備に努めてまいります。また、特別な資機材や医薬品等につきましては、国が備蓄・調達体制の整備等を行うこととされておりますことから、市としましては、その整備状況の把握等に努めてまいります。さらに、保護措置の実施を念頭におきまして、市が管理する施設及び設備につきまして、整備・

点検を行います。また、ライフライン施設について、代替性の確保に努めてまいります。

32ページの「第2章 避難・救援・災害対処」の平素の備えでございますが、「2 警報の伝達・通知」では、きめ細かく警報の内容を伝達するため、関係団体等との協力体制を構築・拡充するなどしまして、高齢者、障害者、外国人等に配慮した伝達ルートの確保に努めますとともに、学校や病院など多数の者が利用する施設の連絡先などを確認しておきます。また、国が定めました「国民保護に係るサイレン音」につきまして、これは、自然災害のときのサイレン音とは異なるサイレン音になっております。これにつきましては国や府と連携いたしまして、市民への周知を図りますほか、警報の伝達手段に関しまして、先ほどご説明しました、危機管理総合情報通信システムなど、新たな伝達手段についての検討を行います。

「3 避難誘導」でございますが、関係機関と意見交換を行い、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成いたします。その際、想定される事態を念頭に置きまして、避難先までの距離や時間的余裕などを踏まえまして、また高齢者などの援護を要する方の避難方法・誘導方法等のほか、昼間人口や交通渋滞にも配慮して作成いたします。また、高齢者、障害者など自ら避難することが困難な在宅者の避難につきまして、地域で避難を支援する仕組みづくりに努めてまいります。

33ページの「4 避難施設」についてでございますが、指定にあたりまして、一定の地域に偏ることなく、できるだけ多くの施設を確保するよう、また防災の避難場所として指定されている施設は、原則として指定するよう留意しまして、避難施設の指定を行ってまいります。

「第2節 救援」でございますが、安否情報を円滑に収集・提供等できますよう、その手順等をあらかじめ定めまして、必要な研修等を行います。また、医療機関や学校等、安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関につきまして、あらかじめ把握しておきます。

34ページの「第3節 災害対処」でございますが、23ページでご説明しました、生活関連等施設につきまして、市域に所在する施設を把握しまして、府との連絡体制を整備いたします。また、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めてまいります。さらに、市が管理します

公共施設、公共交通機関等について、府警察等と連携しまして、必要に応じて警戒等の措置を実施いたします。

35ページの「第3章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理」でありますが、市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する「赤十字標章等及び特殊標章等」を交付及び管理するために、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めます。

赤十字標章につきましては、皆様よくご存知のことと存じますが、特殊標章につきましては、あまりご覧になる機会はないと思います。お手元の資料では色は出ていませんためにわかりづらくて申し訳なく思っております。ちょっと横のほうをご覧いただきたいと思います。大きさや材質などは掲げている場所などによりましていろいろと異なりますが、概ねこういったものでございます。

ジュネーヴ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めた四つの条約でございます。また、ジュネーヴ諸条約には、このほか二つの追加議定書がございまして、わが国は、平成16年8月に加入しておりますが、特に第一追加議定書は、戦時において文民を保護する内容の重要な条約とされております。

この第一追加議定書では、「文民保護の文民たる要員については、占領地域及び戦闘が現に行われ又は行われるおそれのある地域においては、文民保護の国際的な特殊標章及び身分証明書によって識別することができるようにすべきである」とされておまして、その特殊標章は、「文民保護組織並びにその要員、建物及び物品の保護並びに文民のための避難所のために使用するときは、オレンジ色地に青色の正三角形」というふうになっております。特殊標章によって識別されることによりまして、この議定書の規定に基づき尊重され、かつ、保護されるとされているものでございます。

次に36ページ「第4編 復旧等」「第1章 施設の応急復旧」でありますが、「第1節」の基本的事項に続きまして、「第2節」では市が管理するライフライン施設や、道路・鉄道・港湾などの施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急復旧のための措置を講ずることといたしております。

38ページ「第2章 武力攻撃災害の復旧」でありますが、「第1節」では国が示す方針に従いまして、府と連携し、市域の復興を行うこととし、また、「第2節」では、「所要の法制が整備されるまでの復旧」について定めておりま

す。

39ページの「第3章 保護措置に要した費用の支弁等」としましては、「第1節」で「保護措置に要した費用の支弁と国への負担金の請求」について定めております。ここで「支弁」と申しますのは、最終的にその費用をもつかどうかは別としまして、直接の支払いを行うことをごさいます。一方「負担」とは、費用を最終的に負担することをごさいます。また、第2節では、保護措置の実施に伴って生じた市民の損失や損害などに関しまして、その補償等について定めております。

40ページの「第4章 市民の権利利益の救済に係る手続等」をごさいます。市民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するための総合的な窓口の設置、並びに関連する文書の保存などについて定めております。

ご説明は以上をごさいます。先ほども申しましたように、本日は骨子案ということで、成案段階では記載すべき詳しい記述がないため、各項目の記述内容は必ずしも十分なものではごさいませんが、骨子であるという点をご理解いただきまして、ご審議をお願いしたいと考えております。よろしくご申し上げます。

(議長：林部会長)

ただ今ご説明をいただきました。それにつきまして何かご質問、ご意見等がございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

一度に全部やれば混乱するのであれば、少しずつ分けて進めていきたいと思っております。まず最初に「総論」骨子案の1ページから13ページについて、何かご質問、ご意見等はいかがでございましょうか。

(龍谷大学：李委員)

教えていただきたいのですが、7ページの「第3節 外国人登録人口」の中で、生野区の3万4,044人は、区の住民総数の何%ぐらいなのでしょう。

(事務局：住民保護企画担当課長)

()に書かせていただいておりますが、27.9%が区の人口に対する割合でございます。

(龍谷大学：李委員)

外国人登録人口の総数は、12万1,216人ですね。国籍別のコリアンの数字が書いてあって、この総数の73.3%というのは外国籍住民の中の比率ですね。

(事務局：住民保護企画担当課長)

はい、そうです。

(龍谷大学：李委員)

下のほうのパーセンテージは、全体の割合ですか。

(事務局：住民保護企画担当課長)

すみません。上の総数と下の総数の出し方が違うのでわかりにくくて申し訳ないのですが、下の総数の27.9%が区の人口に対する割合でございます。

(龍谷大学：李委員)

これをわかりやすく、きっちり書いておいたほうがいいですね。

(事務局：住民保護企画担当課長)

次のときには、わかりやすくさせていただきます。

(議長：林部会長)

そうすると、「区別にみると」は、区全体の人口に対してそれぞれ何%かと読んでいけばいいですね。

(事務局：住民保護企画担当課長)

はい、そうでございます。

(議長：林部会長)

ほかに何か、ご質問、ご意見等あれば、どうぞ。

(日本赤十字社：倉内委員代理 神谷事業課長)

13ページの「緊急処理事態においては」から4行目、「地域の住民及び関係のある公私の団体ということで()書きに「赤十字奉仕団等」と書いてありますが、19ページには同様に公私の団体ということで赤十字奉仕団(地域振

興会)という記載もございます。「地域振興会」と「赤十字奉仕団」はほとんど表裏一体の団体でございます。もし書かれるのであれば、「地域振興会・赤十字奉仕団」としていただきたいと。用語の整理ができていないかなと思いますので、書くか書かないかに統一されたほうが良いと思います。

(事務局：住民保護企画担当課長)

ご指摘のとおり「地域振興会」と「赤十字奉仕団」は表裏一体のもので、地域防災計画では原則「赤十字奉仕団」という表現にさせていただいております。それが表裏一体であることがわかりますように()で「地域振興会」と書いたのですが、それが先のほうの記述に出てくればよかったのですが後のほうに出てきているので、わかりにくくて申し訳ないと思います。いちばん最初に出てきたところに「赤十字奉仕団(地域振興会)」と書かせていただいて、次からは「赤十字奉仕団」という表現にさせていただきたいと思います。

(日本赤十字社：倉内委員代理 神谷事業課長)

そういうことでは、年に1回「地域振興会・赤十字奉仕団」の大会があるのですが、地域のみなさんには「地域振興会」という名称が通っているように感じます。できれば「地域振興会」を前にしてふれるか、用語としてこれを指すのだという形で取り扱っていただくほうが良いのではないかというふうに思った次第です。

(議長：林部会長)

「地域振興会のほうが通りがいいんだ」というご指摘ですが、これは大阪の特殊事情ですよ。

(大阪市地域振興会：武智委員)

「地域振興会」「赤十字奉仕団」は表裏一体で実務的な活動をしておりますけれども、定款からくる建て前は全然違うのです。われわれは「赤十字奉仕団」「地域振興会」が表裏一体と思って活動していますが現場は違うのです。そしてまだ大阪市の「地域振興会」の定款はそういう形になっていないので、定款のほうも今の時代に合ったものに変えないと整合性が難しく、今、提言しているところです。そういうところからも今のご意見を摺り合わせて考え、取り上げていかなければいけないと思います。

「赤十字奉仕団」の場合は客観的にも定款にのっとった整合性がありますが、「地域振興会」の定款は少し特殊なものに中身がなっています。

(事務局：住民保護企画担当課長)

事務局のほうで地域振興会様、日赤様とご相談させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

(議長：林部会長)

しっかり勉強をしていただきまして、すっきりした形にしていただければと思います。ほかにご質問、ご意見等ありましたら。

(龍谷大学：李委員)

先ほどの7ページなのですが、外国人住民登録人口における割合ではないですか、やはり。私、ちょっと計算機で計算したのですが、これは区の居住者数における外国人人口の割合じゃないですね。

(事務局：住民保護企画担当課長)

すみません、今詳しいデータを持っていませんので。いずれにしましても誤解のないようにきっちり書くようにいたします。

(龍谷大学：李委員)

4ページなのですが、7番目です。「高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施」の最後の文章、「国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する」を具体的に説明していただければありがたいのですが、どうなのでしょう、実施状況があればお教え願いたいです。

(事務局：住民保護企画担当課長)

「国際的な武力紛争で適用される国際人道法」と申しますのは、先ほど本文の中でご説明させていただきました4つのジュネーヴ条約と追加議定書のことを指しております。ジュネーヴ条約というのは戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めた条約でございます、特にその中で国民保護法といたしましては、武力紛争の影響を受けます住民の保護、紛争の結果生じた傷病者あるいは死者等の人道的取り扱いに関するものとして、例えば、高齢者、障害者等配慮を要するものの保護に関するものですか、あるいは国民の保護のための措置を実施する者等の安全の確保に配慮する、被災者等の安否情報を収集、整理、提供するといったこと、あるいは先ほどご説明させていただきました赤十字標章ですか特殊標章の使用あるいは濫用の禁止に関すること、といったことが具体的な内容になってまいるかと思えます。

(龍谷大学：李委員)

具体的にアメリカがどういう施策をしたとか、ありますか。具体的にあったらお教え願いたいのですが。

(事務局：住民保護企画担当課長)

すみません、ちょっとその件につきましては。

(議長：林部会長)

アメリカというよりむしろボスニアとかコソボなどの難民の人たちの救援、そこにかかわる扱いの公平性の確保というふうにご理解いただいたほうがわかりがいいと思います。

アメリカそのものは国内で外国と戦争をしたことがなくて、出ていくだけです、ヨーロッパ、あるいはアフリカ、中近東は国内でたくさんの戦争が起きている。そういう意味ではヨーロッパのほうが人権意識が高いのでいろんな国が入り混じっているんなことをやっている中で、難民に対してどういうふうに扱うかというのが非常に重要です。

赤十字は2000年にスフィアプロジェクトというプロジェクトをして、難民に対しての世界基準が、赤十字そのものはそこまで思っていなかったのですが、1年で世界のデファクトスタンダードになってしまった基準がありますが、その法的根拠がさっきご紹介いただいたもののご理解いただければいいのかと思います。

水、食料、栄養、シェルター、避難している住まい、あるいは保健衛生等について、どういう水準のサービスを提供すべきか、いちいち最低基準として決めていった背景が、さっきのものだにご理解いただければいいかと思います。

ちなみに今大阪市のホームページをみると、生野区の人口は5月1日現在で、13万7,866人だそうです。割算をするとパーセンテージが。数字的にはそんなに狂っていないのですが。よろしいでしょうか。

「第1編」がよろしければ、次の「第2編」、実際の対応の具体を定めていただいております14ページから27ページ、ここについてご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

(弁護士：平野委員)

先ほどのところにも少し関連するのですが、3ページ、第2章、4「関連機関相互の共有、連携協力の確保」というところで「公共機関と連携、整備

に務める」とあります。6のところ、特にマスコミ関係が問題になるかと思うのですが、「言論その他表現の自由に特に配慮する」とあります。「連携をしながら自主性を重んじて言論の自由を尊重する」というところから、その後の「安否情報の収集、提供」で安否情報をどういう形で提供するのか、というのが今後、すごく問題になってくるかと思いますが、そのときに「連携」ということと「自主性の尊重」ということは、どちらかといえば対立する概念かなと思うのですが、ここをどういうぐあいに調整していくのか。

議論すればいいことなのですが、基本的には安否情報を市の一局に集中して、そこから提供する、それをマスコミ各社が流す、という基本方針を決めた場合に、マスコミ各社が独自に病院から情報を収集して提供することが起こりうるという気がします。

ですから、そのへんの具体的なイメージを念頭に置いて議論したほうがいいのではないかと。書かれていることは抽象的にみたらそれなりに「ああそうかなあ」とわかるのですが、関連して考えると、こういうときにはどうなるのだろう、という疑問がありますので、基本的な考え方だけでも今、お示しいただけたらと思います。

(議長：林部会長)

事務局、いかがでしょう。

(事務局：住民保護企画担当課長)

「連携の確保」というのは本当に一般的なものでございまして、放送機関だけではなく、指定公共機関、指定地方公共機関がございまして、それらに対して連携を確保するということになると思います。放送機関につきましては連携を確保しつつも、放送機関が持っている情報におきましては、当然、表現の自由がございまして、報道機関から情報提供をいただくようなときには配慮しなければならないと思います。

具体的なことは、今後個別の中身で検討するところです。そういうことでよろしく願いいたします。

(事務局：危機管理室長)

災害などで安否ではなく、負傷者情報などでも市町村が集計する、あるいは警察が集計していく、それをまた都道府県が集計する、マスコミが独自に医療機関等から情報をとるということで、いろいろと輻輳^{ふくそう}していくわけですが、マスコミから放送される分については、そういったものから総合的に判断をして

良識的なところで放送されている、というようにわれわれは理解しております。

市が発表するところでは、「時現在のところではこうだ」というように言っておりますが、できる限りわれわれも警察関係者と調整をすとか、できる限り一限性を持たせずにしますけれども、確実なものではない途中経過としていきます。そういう意味では、「連携をしながら」というのは、マスコミのほうも知った情報だけでそのまま流すのではなく、裏付けをとったり、特殊情報を持っている場合もあるということで、現在は流れているのかなと。

こういった国民保護の場合、ある程度の統制をしていくケースのときには議論をさせていただかなければならないかと感じるところでございます。

（議長：林部会長）

ほかに「第2編」に関しまして、ご質問、ご意見等あればうかがいたいと思っております。

（日本赤十字社：倉内委員代理 神谷事業課長）

20ページの「第3章 第1節 救援の実施」のところでございますが、「市長は」というところから「救援を必要としている避難住民等に関し関係機関の協力を得て次に掲げる措置を行う」というところで「救援」という定義があいまいというか、はっきりしていないこととか、11の措置が書かれていてよくわかるのですが、「救援の実施にあたっては」の の2つ目ですが、「市は救援を実施する必要があると認めたときは関係団体等と密接に連携し救援団体と措置する」と書いてありますが、そうなると関係団体は1～11までの全てを実施しないといけないようにも思いますので、例えばそれぞれの業務において実施する。という書き方をされたほうがわかりやすいのかなという気がしております。

（議長：林部会長）

今のご指摘についていかがでしょうか。

（事務局：住民保護企画担当課長）

ここに書かせていただいています主旨は、それぞれの団体がすべてということではなく、各措置に関係するところと連携してという主旨でございますので、そのあたりわかりやすいように、表現については考えさせていただきたいと思っております。

(日本赤十字社：倉内委員代理 神谷事業課長)

大阪府国民保護計画においてもそのように記載されていますので、よろしく
お願いいたします。

(議長：林部会長)

ほかに何かございますでしょうか。救援の定義があいまいだというご指摘を
いただきましたが、これは地域防災計画でいう「避難」にあたり、基本的には
これは「災害救助法の実施事項」と読んでいただくといちばんわかりがいいと
思います。ただ国民保護計画では「避難」という言葉を人命救助にあたる局面
とか、事前に空襲警報がきて、みんなが疎開するようなイメージで「避難」と
いう言葉が出ているものですから、地域防災計画のように発災後に一時的に難
を逃がれるような「避難」を「避難」と言えなくなってしまって、基本的には
「救援」という言い方をしています。それで今まで現場に携わっていただいで
いる皆さんに何となく違和感をもたれるような言葉遣いになっていますが、ひ
らたく読んでいただいたら「救助法が適用される局面の中で日赤にもお見舞い
セットを出してください」とか「毛布をお願いします」という意味でその部
分は今回も最低限お願いしますという意味に基本的にはご了解いただければと
思っております。できるだけ文言に誤解がないように事務局のほうでもご検討
いただけたらと思っております。

ほかに何かご質問、ご意見、ご指摘いただけるようなことはありますでしょ
うか。

(龍谷大学：李委員)

18ページですが、「1警報」で最後の「警報の内容の伝達において高齢者、
障害者、外国人等災害時、要援護者に配慮して迅速に対応する」これは多言語
でいろいろな伝達方法を考えておられていると思いますが、実際にどのような
言語を考えていらっしゃいますか。

(事務局：住民保護企画担当課長)

今回は骨子なので具体的な方法についてはまだなのですが、わかりやすい日
本語を使うというのも一つの方法かと考えております。それ以外の多言語でや
るのはどうかということについては、また検討させていただきたいと思ってお
ります。

(龍谷大学：李委員)

何故かといいますと、外国人という一つの言葉でくくってしまうと、どうし

ても誤解が生まれるのが、いわゆる在日韓国・朝鮮人は日本語が母語の人たちですよね。ニューカマーの人たちは、ブラジルという非常に新しいグループの人たちがいらっしゃるということで、外国人等といっても多様な配慮が必要で、特に言語が重要になります。現状を詳細に調べられて施策案を作成したほうがよいと思います。

関連するのですが、18ページの「高齢者、障害者、外国人等」と出ているのですが、19ページにも下の3、「避難住民の誘導」で の真ん中、「高齢者、障害者、乳幼児、病弱者」を優先する、それはもちろんいいと思うのですが、次の20ページの真ん中の ですが「救援にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、妊婦」でここに外国人が削除されています。誤解を与えないためにも統一されたほうがいいのではないかと思います。

(議長：林部会長)

これは事務局というより私がお答えしたほうがいいのかもとしかたませんが、想定している局面が違うというふうにご理解していただいたほうがよいと思います。

(龍谷大学：李委員)

違うんですか。

(議長：林部会長)

「警報」というのは情報を出しますから、そういう意味で外国人の方が特に際立ってハンデがあるという意味で、一般外国人の方が顕在化してと書いてある。「避難誘導」のときに出てくるリストは、むしろ移動についてのハンデなのだと考えていただければいい。

20ページにあります「救援」は、ある程度そこで滞在して、普通の言い方をすれば「収容避難所」の中で暮らしているようなイメージなので、どちらかと言えば食事とか、そういうものの中への配慮がいるというわけです。言葉がわからないというよりも、食べるものが偏っていることの障害とか、ミルクがないこととか、むしろそういうことを考えていただいて、例示に等が入っているのだ。「等」とつけてあるのは、行政の逃げと言われればそうかもしれませんが、排除しているつもりはなくて、顕在化しているものをここで書いているのです。食事とか日常のいろいろなもの、それから移動に関してということ。むしろ気持ちとしては、書き分けて例示しているのです。そうご理解いただいたほうがよいと思います。

(龍谷大学：李委員)

これは何も排除していると言っているのではなく、移動に関する伝達に関しては、日本語がわからない外国人に対しては、きちんと誘導していく。したがって、今、会長がおっしゃったような理由であれば、むしろ、また別途の文章を入れていただきたい。20ページ「救援」にあたっては、過去にあったのですが、言語が理解できる在日コリアンの場合は、問題がなかったのですが、フィリピンの人がおにぎりの配給で問題があったようです。何が真実かはわかりませんが、適確な扱いを受けなかったという苦情が聞かれました。したがって、今のお答えであれば骨子をきっちり説明されたほうがいいと思います。

(事務局：住民保護企画担当課長)

骨子ということであまり詳しくは書いていないのですが、今後素案の段階では、「救援の内容」の中で、収容施設の供与のところではそういうことを具体的に書いていきたいと思っております。

大阪府さんの計画の収容施設における事項の中で、日本語の理解のない方にもわかりやすい情報伝達をするとか、生活習慣や文化、宗教の違いにも配慮するとかといった記載がされておりますので、市の計画におきましてもそういったことについては、詳しい記述の中でというふうに考えております。

(議長：林部会長)

特に考慮すべき面、点を明示していただくとわかりやすくなるかと思えます。主旨はみんなができるだけきちんと支援を受けられるという意味での平等というのが必要なのは事実ですから、その阻害がないということと、どういう視点でということ。それからもう一つですが、全部を大阪市がする必要はないと私は思っています。

個々の方に特殊なニーズがあることは事実で、そのニーズを充足することはできるだけ高い水準でしたいと思うのですが、それが全部行政責任かということも多分、そこまでは今のコストパフォーマンスではできないということも事実だと思うのです。そういう意味で、自助、共助、公助という3つの力をかけ合わせるということはどんな局面でも必要ではないかと思えます。そういう意味でいろんな形の支援をしていく、「自分たちは守られなければいけない」、「自分たちはしてもらわなければいけない」と被災者自身が考えてもらっていると、してほしいことと、してもらえることが絶対につまりません。ですから、その基本というのをぜひ、ある意味では明確にしていくのでしたらそういうものを前提にして考えていただければと思います。

要求と現実との差は埋まらないで残ってしまうので、そういう意味ではでき

るだけ配慮していくという方向性をきっちりとやっていただくことと、何ができるか、どこができるかということも知っていただいてもいいのかなと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何かありますか、この「第2編」で。ここがいちばんの実行部分なんです。よろしいでしょうか。それでは今度は「第3編」ですね。8ページから35ページまで、ここの間の「平素からの備え」についてご質問、ご意見等があればうかがいたいです。

じゃあ脇本さんからいきましょうか。

(日本労働組合総連合会：脇本委員)

先ほどの第2編とかかわる話なのですが、「第2編」に15ページ等に定員の基準、「職員の安全確保に配慮したうえで職員の動員、配備を行う」とありますが、緊急時には、20ページに示されているような救援の実施を行うのですが、主体的な職員がたくさんおられると思うのですが、そういう人が平素からの備えでは29ページにありますように「研修等々が行われる」と思うわけですが、研修だけではなく、そういう場合を想定した意見交換とか動員を受ける側のメンバーとの協議をしていただく、聞いていただくということも、これは骨子案なのでそこに入れるか入れないかは別にして、平素からの備えにはそういう部分も必要ではないかと思います。

もう一つ部会長がおっしゃった自助、共助、公助について29ページ「自主防災組織等との連携」というあたり、「ボランティア関係団体等の理解、協力」連携方策について検討するとありますけれども、そういう部分でもどういう形で公助を行い、自助、共助を求めていくか、もう少し具体的なところでの書き方があったほうがいいのではないかなというふうに思います。以上です。

(議長：林部会長)

今2点ご指摘をいただいておりますが、事務局のほう、いかがでしょうか。

(事務局：住民保護企画担当課長)

第1点目の「従事する者」との意見交換ですけれど、ご指摘の通りそれは必要だと思います。ただ、この計画にそれを書いていくかどうかについては、また検討がいるかなと思っております。

もう一つの。

(議長：林部会長)

自主防との連携です。

(事務局：住民保護企画担当課長)

すみません。自主防災組織、特にボランティア等との連携については、具体的な内容は、骨子ということもあるのですが、この中にはあまり書かせていただいております。防災と違いましてなかなかわかりにくい、といいますが、どこまでが危険な期間で、危険が去ってどこからが比較的安全か防災以上にわかりにくいことがございますし、ボランティアは自発的な意思に基づいてやってこられるということで、計画の中でこと細かに記載することも難しいこともありまして、そういう意味ではボランティア関係団体とそういったことも含めて相談させていただくということを書かせていただいたわけです。

(議長：林部会長)

よろしいでしょうか。では次にいかせてもらいましょう。

(日本赤十字社：倉内委員代理 神谷事業課長)

35ページ第3章の「赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理」ですが、ここで市は赤十字標章及び特殊標章を交付及び管理すると書いているわけですが、「標章」は厚生労働大臣と都道府県知事ではないですか。政令市の市長は交付権限がないのではないですか。

(事務局：住民保護企画担当課長)

大都市特例で、大都市の市長として都道府県の知事と同様の権限があるということなんです。

(日本赤十字社：倉内委員代理 神谷事業課長)

たいへん失礼いたしました。それを知らなかったものですから、お恥ずかしいです。

もう1点、先ほど言われました28ページの研修のところですが、「保護措置に必要な知識の研修をする」ということですが、保護措置の実施に必要な知識、自身の安全を確保するということでは、私も赤十字社では職員に対して国際人道法の普及を通じてトレーニングを積んでいます。ですが、国際人道法はあくまで国際的な、いわゆる戦争、紛争エリアにおいては有効であるのですが、いわゆる緊急対処事態は犯罪ですので、まったく国際人道法が同じものであると理解されていると困るのです。「私は安全だ。役所、警察、消防署の隊員だ」と事態を収集するためにオレンジのマークをつけて行ったにもかかわらず撃たれたということが出てまいります、理解不足による。

そういう意味では、ここにおいては保護措置の実施につながる知識ということといいとは思いますが、国際人道法の啓発という文言を入れていただいたほうがいいのかと感じております。以上です。

(議長：林部会長)

いかがでしょう。

(事務局：住民保護企画担当課長)

表現については検討させていただきたいのと、実際研修するにあたりましてはそういった点も考慮して研修をやっていきたいと思えます。

(議長：林部会長)

はい、よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。まず武智委員いきましょう。

(大阪市地域振興会：武智委員)

先ほどの質問で、大阪市の場合は「赤十字奉仕団」というよりも「地域振興会」というのが一般的には活動部隊として実務的に通用するもので、内容的にも現場は「地域振興会」という形で総論、各論が活動の実態として動いています。私もそういうことで地域振興会の副会長としてここにおりますが、実は地域振興会は行政の協力の一つとして、PR活動を担う下部組織としてうたわれており、それが主な活動だと定款に書かれています。

そしてコミュニティ活動のことはほとんど定款に書かれていないのです。ところが実体的にはコミュニティ活動が主体になっています。その矛盾が現在も内在しているのです。今日の主題ではすべて「赤十字奉仕団」の活動だと認識していますので、抵触しないと私は思っておりますけれども、内容は実態と難しい問題がありますので事務局、市民局と早急に相談しながらやっていきたいと思えます。もっと研究したうえで提言させていただきたいと思えます。

(議長：林部会長)

よろしいでしょうか。赤十字はいろんな役割をもっていて、いろんな顔をしているので大阪市の地域振興会とは非常に密接になっているからこうなっていますが、ほかの県に行けば病院をやっているところだとか、輸血してくれるところだと思っているところのほうが多くて、ずいぶん認識が違います。それから国レベルで指定公共機関に赤十字を指定しているところは血液とか、病院業務とか、救護班と称して救急の医療のサービスを提供してくれるという認識が

ずいぶんあって、そうしたイメージのズレがこの中にありますので、そのへんが大変誤解を招いている部分があるのかも知れませんね。

先ほどのどういう言葉遣いでいくかということも含めて、いろんな機能を赤十字がおもちだということをご理解いただきたいと思います。赤十字の弁護をする必要もないのだと思うのですが、なかなか難しいというのも実際だと思うのです。あと、李委員が手を挙げていましたね。

（龍谷大学：李委員）

文言を揃えたほうがいいという意味で提案をさせていただきます。下から3行目、「高齢者、障害者、乳幼児、病弱者」そしてここに「外国人」が、また入っているのですよ。そういう意味で先ほどの19ページで同じ文言なのに「外国人」が抜けている。部会長の説明では、「これは移動をするためだ」ということだったのですが、矛盾が起きて、やはり文言は揃えたほうがいいのではないかというふうに提案させていただきます。

（議長：林部会長）

それは揃えたほうがいいですね。実は公的機関がもっている資源というのは非常にわずかなものです。一言で言えば、皆さんをすべてお助けするだけの能力がなかなかないものですから、最低限ここだけはと担保すると、「移動介助」ということがこの局面では効いてくるということで、そういう意味では私は移動という概念だけしたほうがいいだろうし、情報のときは情報という面をはっきり出したほうがいいだろうし、日常的な生活の支援というのはそれでわかりがいい。逆に言うとそれがボランティアの皆さんとの共働の中でも、どういうふうに補っていただけるかが民主的に出てくることも期待できるので、文言はぜひ揃えていただきたらと思います。

（事務局：住民保護企画担当課長）

今のご指摘のところなのですが、32ページの「外国人等」というのは主に「情報伝達」を中心に意識して書いたところですが、19ページの「優先する」というところとちょっと扱いが違うのです。

（議長：林部会長）

ここは「避難・救援・災害対処」に実はなっているんですね。全部ぐちゃっと固めてやってあるんですね。意図ありますね、そういう意味では、失礼いたしました。よろしいでしょうか。それではまとめて残りですが、「4編」についていかがでしょうか。

(大阪商工会議所：灘本委員)

計画を実施するにあたっての費用の負担といいますが、経費負担の基本的な考え方をお伺いできればと思います。

それから2つ目39ページの「保護措置に要した費用の支弁」「国に対する代金の請求方法」と書いてありますが、国に対して代金の請求を行うというふうに書いてあって、請求がどのように満たされるのか、そのあとどうなるのかということが、何も書いてないのですが、それに対する担保みたいなことは決められているのでしょうか。

3点目は実費弁償と損害補償がいくつか書いております。実費を弁償する、損害補償をすると書いてあるのですが、次の40ページでは「市民の権利、利益の迅速な救済」とあって、ここは総合的な窓口を開設するという記述になっているのですが、窓口の開設だけで数字は何もないのかということです。代位弁償とか、対応措置や可能性としてはありうるだろうと思うのです。バランスをどうとるかという問題があると思うのですが、そのへんはいかがでしょうか。

4点目は全体的に「4編」というのが「復旧等」という形で整理されていますが、「等」の中身が総則的な中身かなとおもいますが、柱のたて方として最後の「復旧等」の落ち着きが、基本的な総則の中に入るような気がするのですが。お考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

(議長：林部会長)

「4編」そのものの位置づけとか性格そのものをきちんとして説明いただけたらと思うのですが。

(事務局：住民保護企画担当課長)

今何点かご指摘いただきましたけれども、まず基本的な考え方としまして、国民保護に関する業務というのは国の事務ということになっております。市町村のする事務は法定受託事務ということで整理されていると思います。ですから費用につきましても、武力攻撃災害が起こった場合にかかった経費は基本的に国が負担するのが大前提です。もちろん、起こっても起こらなくても自治体で負担するようなものについては自治体で持つということもあるのですが、根本的な考え方は国が負担するということになっています。

章立てというか、編成ですが、「2編」が「緊急の事態が起こったときの対処」、「第3編」は「平素からの備え」ということになっておりますけれども、「第4編」は「事態が終わった後の対処」という並びで書かせていただいておりますので、費用の支弁とかそういった請求につきましても、後の措置ということでこ

ここに書かせていただいております。

費用を国が負担することについても、法律の中で詳しく決められているところがございます。具体的な請求方法については、いずれまた国のほうで定められるとは思いますが、今のところは具体的に決まっておりません。主に考え方だけは法律等で示されているということです。

(大阪商工会議所：灘本委員)

ありがとうございました。基本的にはわかりましたが、1点、39ページの「損害補償」で医療関係者とその他とのバランスはいかがでしょうか。

(事務局：住民保護企画担当課長)

実は法律でこういうふうになっているところですので、医療関係者の方については個別に書かせていただいております。この部分は基本的には都道府県知事の業務になっているのですけれども、大阪市の場合は大都市特例で市でもこれをやるのが法律で決まっております、ここへ書かせていただいたわけでございます。

(議長：林部会長)

基本的には医療従事者の方に活躍していただかないといけない場面があるのだと思うのです。「消防・警察」はある意味では公務員の方が基本ですからその中で処理できることが多いでしょうが、医療関係者の方はいろんな意味で馳せ参じていただくということになると思うのです。いろんな形があるので明記しておこうかという部分だと思います。ここの「第3章」というのは「災害・危機対応に従事している方たちへの弁償の問題」と思っていたいて「4章」が不利益を被られた市民の皆さんへと見分けていただいて、医療機関だけが特記されていると思わないほうがいいのではないかと思います。

さっき事務局がおっしゃったように「費用支弁」については、「支弁する」ということだけが非常にはっきりしているのです。そうでないとこれだけのことは言えませんので、「国が」とついている裏には「支弁する」がついていて、逆に言えば災害の場合には支弁しませんので、そこが国民保護と災害のいちばんの違いです。

その詳細についてはまだ議論していないというのが現実で、今まで中身が詳細化されていないのでここで議論をしても無駄になる危険があります。ともかく、向こうが払うと言っているののでできるだけしっかり取れるようにするのがこちらの方針ではないかと思っております。

ほかにこの「4編」について、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは一応各編をみてまいりましたけれど全体を通してあればご質問、ご意見等、お受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは今の形で大阪市の国民保護計画を編成していくことをご承認をいただくことでよろしゅうございますでしょうか。

大阪府の計画がこういう構成をしておりますので、また違う構成の計画をとると大変ですので、実態についてはいろいろこれから考えていただきますが、計画そのものについては整合性が非常に重要なものになりますので、今ご説明いただいた方向、ご議論いただいたような点を踏まえて、この骨子をお認めいただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(事務局：住民保護企画担当課長)

第2回の企画部会は7月頃の開催予定としておりましたが、8月頃の方で調整させていただきたいと考えております。詳細につきましては改めて委員の皆様にご連絡させていただきたいと存じますのでどうぞよろしくお願い致します。

次回の企画部会におきましては、皆様方からいただきましたご意見等を踏まえまして計画の素案を作成しまして、ご審議いただきたいと思います。

皆様方におかれましては、本日ご審議いただきました骨子案につきまして、本日頂戴しましたご意見のほかにも、何かご意見等ございましたら、おそれいりますが、今月の末ごろまでに事務局宛にファックス、またはメールでご連絡いただきましたら、ありがたいと思いますのでよろしくお願い致します。

(議長：林部会長)

ありがとうございます。一応これで予定をしておりました議事についてはすべて終わったと思っております。円滑に議事を進めることができるようご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。これで議長の役目を終わりにしてマイクを事務局のほうにお返ししたいと思います。

(事務局：危機管理室長)

時間までピッチリ合わせていただきましてありがとうございました。本日の会議は以上を持ちまして終了させていただきたいと思います。先ほど事務局のほうで課長が申しましたけれども、これに関しましてご意見等がございましたら、先ほどはファックスとメールと申しいましたが、電話でも何でも結構ですので、ご意見を賜りながら作り上げてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。散会させていただきます。